

三豊市監査委員告示第 2 号

平成 29 年度定例監査結果報告書(第 1 回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 30 年 1 月 23 日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 宝城 明

三 総 総 第 7 1 0 号  
平成 3 0 年 1 月 2 3 日

三豊市監査委員 糸 川 昇 様  
三豊市監査委員 宝 城 明 様

三豊市長 山下 昭史

監査の結果に関する報告に基づく措置について

平成 2 9 年度定例監査結果報告書（第 1 回）に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
<p>教育委員会 事務局 人権教育課</p>	<p>・<b>使用料の徴収時期等について</b> 行政財産の使用料の徴収については、三豊市行政財産の使用料徴収条例・三豊市公有財産管理規則等に基づき実施されているところであるが、請求時期・歳入科目及び複数年の納入など、条例・規則にそぐわない事例が見受けられた。 条例・規則に基づき適正な事務処理を実施すること。</p>	<p>使用料の徴収時期について、三豊市行政財産の使用料徴収条例等にそぐわない事例があった。また、歳入科目が未設定であったため、受入科目の新設手続きをとり、収入済であった複数年使用料について収入金更正を行った。 次年度より、条例及び規則に基づき年度当初に納入の通知を行う等、適正な事務処理を実施する。</p>